

長野市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市選挙管理委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年4月23日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

## 措置の通知書

平成 23 年度 定期監査（前期・後期）（23 監査第 111 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項） <b>2 収入事務</b>  （報告書 7 ページ） (13) 諸収入の収入事務を適切に行うべきもの 図書の販売について、連番号の振られていない領収書が使用されており、一部領収書の控えも作成されていなかった。 さらに、説明会等での図書の販売にあたり、つり銭が用意されていないため、職員が立替をしていた。 適正な領収書の取扱いを徹底するとともに、つり銭資金を事前に会計管理者より借用し、適切な現金取扱いに努められたい。 （選挙管理委員会事務局）</p>	<p>領収書については、控えが複写で作成できる領収書を購入し、4 月 20 日に連番号を振った。今後はこの領収書を使用する。</p> <p>つり銭については、立候補関係者向けの説明会での図書の販売の際に会計管理者より借用することとした。（次回説明会開催は平成 25 年 11 月任期満了の市長選となる） （選挙管理委員会事務局）</p>